

静岡市消費生活審議会の委員を募集します

市民の消費生活の安定及び向上を図るための施策の審議に市民意見を取り入れるため、「静岡市消費生活条例」に基づき設置する審議会委員の一部を市民の皆さんから公募いたします。

【静岡市消費生活審議会について】

活動内容	静岡市の消費生活の安定及び向上を図るための施策に関して、ご意見をお伺いします。会議は、1年間に2回程度(平日)を予定しています。
委員構成	学識経験者、消費生活相談に関する業務に携わる人、消費者代表、事業者代表、公募により選ばれた市民など10人で構成します。
任期	令和7年7月1日から令和9年6月30日まで(2年間)
委員報酬	出席1回につき、11,500円(税込) (実費がかかる場合は、別途交通費を支給します。)

【応募要領】

1 応募資格

次の(1)から(4)のいずれにもあてはまる人。

- (1)年齢が18歳以上(令和7年4月1日現在)で市内に居住、通学又は通勤する個人。
- (2)年2回程度平日の昼間に開催される会議に出席できる見込みがある人。
- (3)静岡市の職員(職員に準ずる者も含む。)又は市議会議員でない人。
- (4)本市の他の附属機関等の委員の職を2以上兼ねていない人。

2 募集人員 2人

3 応募方法

(1)提出書類

静岡市消費生活審議会市民委員公募申込書(別添様式)

提出先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 生活安全安心課 消費生活センター(静岡庁舎新館1階)

(2)専用フォームによる応募

【URL】<https://logoform.jp/form/79j2/920187>から

必要事項を入力してください。

(3)応募期間

令和7年4月3日(木)から令和7年5月2日(金)17時15分まで

※郵送可、ただし提出期限までに必着のこと。専用フォーム入力期限も同じ。

ご提出いただいた書類はお返しできませんので、ご了承ください。

4 選考方法

- (1)通知方法 募集締切り後、面接の日時及び場所を通知します。(5月下旬を予定)
- (2)選考方法 書類及び面接
- (3)結果通知 結果については、6月上旬頃に、全員に郵送で通知します。

5 お問合せ

静岡市役所 市民局 生活安全安心課 消費生活センター

TEL054-221-1054 FAX054-221-1291

専用フォーム

